

瑞浪市地場産品創出支援事業助成金交付規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地域経済の活性化及び産業振興を図るため、市内の事業者等が新たな地場産品の創出に必要な設備導入等に係る費用に対し、ふるさと納税を活用したクラウドファンディングにより資金を調達し、集まった寄附金の一部を瑞浪市地場産品創出支援事業助成金（以下「助成金」という。）として交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ふるさと納税 地方税法（昭和25年法律第226号）第37条の2第2項及び第314条の7第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出することをいう。
- (2) クラウドファンディング型ふるさと納税 ふるさと納税制度を活用し、インターネット等を通じて広く不特定多数の者から資金を調達する仕組みをいう。
- (3) ポータルサイト ふるさと納税による寄附の申込みを行うことを目的として、インターネットにアクセスするときの入口となるウェブサイトをいう。
- (4) 地場産品 特例控除対象寄附金の対象となる都道府県等の指定に係る基準等（平成31年総務省告示第179条）第5条に該当するものをいう。
- (5) 返礼品 市にふるさと納税をした者に提供する地場産品をいう。
- (6) 目標金額 クラウドファンディングの実施に当たり2億5千万円を上限に設定する目標とする寄附金額をいう。

(交付対象事業)

第3条 助成金の交付の対象となる事業（以下「交付対象事業」という。）は、新たな地場産品を創出することを目的に商品開発、設備投資等を行う事業であって、次の各号のいずれにも該当しない事業とする。

- (1) 政治活動又は宗教活動と認められる事業
- (2) 国又は地方公共団体から補助金、助成金等を受けている事業

(3) その他市長が適当でないと認める事業

(交付対象者)

第4条 助成金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 法人又は個人の事業者

(2) 自らが提案する事業の実施主体である者

(3) 助成金を活用して開発する地場産品を返礼品として登録し、安定的に供給することができる者

(4) 市税等の滞納がない者

(5) 瑞浪市暴力団排除条例（平成24年条例第25号）に規定する暴力団又は暴力団員等若しくはそれらと密接な関係を有していない者

(6) 政治活動又は宗教活動を目的としない者

(交付対象経費)

第5条 助成金の交付の対象となる経費は、交付対象事業に係る経費のうち次の各号に掲げる経費とする。ただし、公租公課、消費税及び地方消費税、官公署に支払う手数料等、人件費、飲食費、土地の造成費、土地の購入費その他社会通念上適切でないと認められる費用は、対象としない。

(1) 工場・作業場等の建物取得及び増改築に要する経費

(2) 事業開始に係る建物・附帯設備等の撤去費

(3) 建物附帯設備の取得費

(4) 構築物の取得及び機械装置等の取得に係る経費

(5) 消耗品・備品購入費

(6) 委託・外注費

(7) その他市長が適切と認める経費

(助成金の額)

第6条 助成金の額は、目標金額に10分の4を乗じて得た額とする。ただし、1億円又は当該事業に要した経費の合計額のいずれか少ない金額を上限とする。

2 前項の規定により算出した額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(事業認定の申請)

第7条 事業の認定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、瑞浪市地場産品創出支援事業認定申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 瑞浪市地場産品創出支援事業計画書（様式第2号）
 - (2) 当該事業に要する経費の内訳が分かる書類
 - (3) 建物・附帯設備の図面、導入する設備等の名称、規格等が記載された資料
 - (4) 直近3期分の決算書（財務三表、個別注記表、株主資本等変動計算書等の作成書類）。ただし、個人の場合は、確定申告書の写し
 - (5) 直近の法人税の申告書の写し（法人の場合に限る。）
 - (6) その他市長が必要と認める書類
- （事業の審査及び認定）

第8条 前条の規定により申請された事業は、瑞浪市地場産品創出支援事業審査会において審査するものとする。

2 市長は、前項の審査の結果を受けて、当該事業の財源としてクラウドファンディング型ふるさと納税による寄附金の募集を実施することについての可否を決定し、瑞浪市地場産品創出支援事業認定（不認定）通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（認定の取消し）

第9条 市長は、前条第2項の規定により認定の通知を受けた事業者（以下「認定事業者」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、認定を取り消すことができる。

- (1) この規則に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により認定を受けたとき。
- (3) 前条第2項の規定により認定された事業（以下「認定事業」という。）を中止し、又は廃止したとき。
- (4) その他市長が適当でないと認めるとき。

（寄附金の募集）

第10条 市長は、第8条第2項の規定により事業を認定したときは、クラウドファンディング型ふるさと納税により寄附金の募集を行うものとする。

2 寄附金の募集期間は、寄附金の募集を開始した年度の翌年度の3月31

日までを限度とし、市がポータルサイトの運営事業者との協議により定める期間とする。ただし、受け付けた寄附金の総額（以下「寄附額」という。）が目標金額に達した場合は、その時点で寄附金の募集を終了するものとする。

- 3 市長は、寄附金の募集の結果について、瑞浪市地場産品創出支援事業寄附募集結果通知書（様式第4号）により認定事業者に通知するものとする。
（目標金額に満たなかった場合の取扱い）

第11条 第6条の規定にかかわらず、寄附額が目標金額に満たなかった場合の助成金の額は、当該寄附額に10分の4を乗じて得た額（当該額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

- 2 寄附額が目標金額に満たなかった場合において、認定事業者は、前項に規定する助成金の額により認定事業の実施が困難であると認めるときは、当該認定事業を中止し、助成金の交付の申請をしないことができる。この場合において、認定事業者は、瑞浪市地場産品創出支援事業中止届（様式第6号）により市長に届け出るものとする。

- 3 市長は、前項の規定による届出があったときは、当該認定事業が中止となった旨を周知し、既に受け入れている寄附金を市長が指定する他の事業に充当することができる。

（認定事業の中止）

第12条 認定事業者は、災害その他やむを得ない理由がある場合には、認定事業を中止することができる。この場合において、必要な手続及び既に受け入れている寄附金の取扱いについては、前条第2項後段及び第3項の規定を準用する。

（助成金の交付申請）

第13条 助成金の交付を受けようとする認定事業者は、第10条第3項の規定による通知を受けたときは、瑞浪市地場産品創出支援事業助成金交付申請書（様式第5号）を市長に提出するものとする。

（助成金の交付決定）

第14条 市長は、前条の規定により助成金の交付の申請があったときは、その内容を審査し、助成金を交付することが適当と認めるときは、瑞浪市地場産品創出支援事業助成金交付決定通知書（様式第7号）により通知す

るものとする。

(概算払)

第15条 市長は、事業の遂行上特に必要があると認めるときは、助成金の一部又は全部を概算払により交付することができる。

(実績報告)

第16条 第14条の規定により助成金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、認定事業において計画していた商品開発、設備投資等が完了したときは、完了の日から起算して30日を経過した日までに、瑞浪市地場産品創出支援事業助成金実績報告書（様式第8号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 収支決算書
- (2) 領収書等の支出を証明する書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

(事業状況報告)

第17条 市長は、助成金の適正な運営を図るために、必要に応じて、交付決定者に対して報告を求め、又は現地調査等を行うことができる。

(準用)

第18条 瑞浪市地場産品創出支援事業の適正な執行及び管理に関し、この規則に定めのない事項については、瑞浪市補助金等交付規則（平成20年規則第32号）に定める補助金等の取扱いの例による。

(委任)

第19条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。